



鳥取県公報

平成 24 年 1 月 20 日 (金)
第 8 3 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (27) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (28) (〃) 2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (29) (経営支援課) 3
	種畜証明書の交付 (30) (畜産課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (31) (八頭総合事務所農林局) 5
	鳥取県建築基準法施行条例の規定の一部を適用しない区域 (32) (中部総合事務所生活環境局) 6
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (33) (西部総合事務所県民局) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (34) (西部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (35) (〃) 7
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . . 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (総務課) 9
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 12
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 15

告 示

鳥取県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 1 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ケアサービス博愛	鳥取市吉方温泉二丁目516	リハビリ cafe	鳥取市千代水四丁目45	通所介護	平成23年6月1日
萬 憲彰	鳥取市美萩野一丁目118-4	よろずクリニック	鳥取市美萩野一丁目118-4	居宅療養管理指導	平成23年10月11日
社会福祉法人愛恵会	東伯郡三朝町大字大瀬1012	グループホームなの花	東伯郡三朝町大字大瀬1012	認知症対応型共同生活介護	平成23年12月22日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ケアサービス博愛	鳥取市吉方温泉二丁目516	リハビリ cafe	鳥取市千代水四丁目45	介護予防通所介護	平成23年6月1日
萬 憲彰	鳥取市美萩野一丁目118-4	よろずクリニック	鳥取市美萩野一丁目118-4	介護予防居宅療養管理指導	平成23年10月11日
社会福祉法人愛恵会	東伯郡三朝町大字大瀬1012	グループホームなの花	東伯郡三朝町大字大瀬1012	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年12月22日

鳥取県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 1 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目108-2	みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目108-2	平成17年10月31日

医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	平成23年10月1日
-----------	--------------------	-----------	--------------------	------------

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	平成17年10月31日
医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	平成23年10月1日

鳥取県告示第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
鳥取市東町一丁目271
- 2 変更承認年月日
平成24年1月16日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
農地売渡信託等事業
農業生産法人出資育成事業

鳥取県告示第30号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平23 鳥取県2 第1号	トットリ デー 10246	デュロ ック種	平成22年 10月29日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 9322	トットリ デー 9270	2級	西伯郡南部町 鳥取県農林水 産部農林総合 研究所中小家 畜試験場

平23 鳥取県 2 第 2 号	トットリ デー 10299	〃	平成22年 12月16日	〃	トットリ デー 9362	トットリ デー 9422	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 3 号	トットリ デー 1137	〃	平成23年 3月1日	〃	トットリ デー 9292	トットリ デー 9104	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 4 号	トットリ ビー 11003	パーク シャー 種	平成23年 3月19日	〃	スモーキー キリシマ シマザキ 8-2	トットリ ビー 9669	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 5 号	トットリ ビー 11010	〃	平成23年 4月1日	〃	268 サク ラ キプリ ン ビート ル	カメザワ エスシー シマザキ 1-1	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 6 号	トットリ ビー 11035	〃	平成23年 4月5日	〃	522 ディ ッシュヤム キプリン ヤマダ	カメザワ スモーキー シマザキ 2-2	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 7 号	トットリ ビー 11040	〃	平成23年 4月6日	〃	757 サク ラ クリー ン ビート ル	ケテル エ スシー シ マザキ 1-4	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 8 号	トットリ ビー 11056	〃	平成23年 4月11日	〃	〃	アンバサ ダー スエ ヨシ シマ ザキ 3- 1	〃	〃
平23 鳥取県 2 第 9 号	トットリ ビー 11080	〃	平成23年 4月15日	〃	カサフナク ラ エイコ ク カトリ 20-63	キプリン ディッシュ ム ストン ボー 869	〃	〃
平23 鳥取県 2 第10号	トットリ ビー 11090	〃	平成23年 4月16日	〃	522 ディ ッシュヤム キプリン ヤマダ	カトリ チ クシ 21- 108	〃	〃
平23 鳥取県 2 第11号	菊郡2164	黒毛和 種	平成21年 8月21日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津照	てるふく 1333	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
平23 鳥取県 2 第12号	吉縁2177	〃	平成21年 9月1日	〃	安平吉	こふくはる	〃	〃
平23 鳥取県 2 第13号	菊黒2182	〃	平成21年 9月20日	〃	美津照	ひらふく 1332	〃	〃

平23 鳥取県2 第14号	稔殿2184	〃	平成21年 9月29日	〃	福安照	てるふくき く2	〃	〃
平23 鳥取県2 第15号	貴寺2244	〃	平成22年 7月23日	〃	菊美津照	みつもり	〃	〃
平23 鳥取県2 第16号	稔聖2251	〃	平成22年 7月28日	〃	福安照	やすみつ	〃	〃
平23 鳥取県2 第17号	稔聖2252	〃	平成22年 7月29日	〃	〃	〃	〃	〃
平23 鳥取県2 第18号	牽縁2253	〃	平成22年 7月30日	〃	国牽白清	こふくはる	〃	〃
平23 鳥取県2 第19号	畦浅2256	〃	平成22年 8月5日	〃	北平安	てるひで 1330	〃	〃
平23 鳥取県2 第20号	虎繁2265	〃	平成22年 8月21日	〃	光平照	ふじかげ 1142	〃	〃
平23 鳥取県2 第21号	虎株2269	〃	平成22年 8月18日	〃	〃	ひさいん	〃	〃
平23 鳥取県2 第22号	烈寧2273	〃	平成22年 8月27日	〃	美津照重	じろうふく	〃	〃
平23 鳥取県2 第23号	虎寺2280	〃	平成22年 9月16日	〃	光平照	みつもり	〃	〃

鳥取県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので同条第17項の規定により告示する。

平成24年1月20日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 井 尻 昭 八頭郡八頭町日田759
 〃 杉 原 征史郎 八頭郡八頭町南 3
 〃 清 水 忠 司 八頭郡八頭町徳丸1131
 〃 松 田 純 一 八頭郡八頭町東252- 3
 〃 加 藤 耕 一 八頭郡八頭町皆原107

〃	稲 中 豊 昭	八頭郡八頭町横田127
〃	中 嶋 繁 夫	八頭郡八頭町小別府543
〃	内 田 皓太郎	八頭郡八頭町安井宿1154
〃	西 川 博 昭	八頭郡八頭町日下部180
〃	東 田 康 正	八頭郡八頭町日下部753
監 事	藤 田 洋太郎	八頭郡八頭町新興寺572-2
〃	田 中 康 夫	八頭郡八頭町徳丸409
〃	上 田 理	八頭郡八頭町茂田115

平成23年12月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 廣 志	八頭郡八頭町日田47
〃	田 中 康 夫	八頭郡八頭町徳丸409
〃	清 水 忠 司	八頭郡八頭町徳丸1131
〃	中 嶋 繁 夫	八頭郡八頭町小別府543
〃	内 田 皓太郎	八頭郡八頭町安井宿1154
〃	稲 中 豊 昭	八頭郡八頭町横田127
〃	加 藤 典 美	八頭郡八頭町皆原111
〃	小 林 広 幸	八頭郡八頭町新興寺530-1
〃	西 川 博 昭	八頭郡八頭町日下部180
〃	田 中 修 一	八頭郡八頭町茂田158
監 事	松 田 純 一	八頭郡八頭町東252-3
〃	平 木 郁 夫	八頭郡八頭町日下部816
〃	藪 田 幸 雄	八頭郡八頭町南235

平成23年12月30日就任 任期4年

鳥取県告示第32号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43条。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限についての条例の規定の一部を適用しない区域を平成24年1月20日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年1月20日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

- 1 承認をした区域 三朝温泉街地区（関係図面に示すとおり）
- 2 適用しない規定 条例第6条第1項

鳥取県告示第33号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年3月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 1 月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年 1 月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コミュニティネット山陰
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大久保 舜晤
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市富士見町 2 - 153
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、消費者に対して、消費者保護と高齢化に対応し安心・安全で暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、消費者の保護と安心・安全な消費行動への啓発を行うことを目的とする。

鳥取県告示第34号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 1 月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人美徳会	訪問看護ステーションゆうゆうケア	西伯郡大山町西坪 545- 1	平成23年12月26日	訪問看護

鳥取県告示第35号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 1 月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人美徳会	訪問看護ステーションゆうゆうケア	西伯郡大山町西坪 545- 1	平成23年12月26日	介護予防訪問看護

公 告

平成23年鳥取県公報第8344号で公告した本の学校今井ブックセンターに係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成24年2月3日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成 24 年 2 月 10 日 午前 9 時から正午まで	岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6 人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300 円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話 0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）11,240,856キロワット時（1年当たり3,746,952キロワット時）

※ 予定使用電力量は、平成22年度下期及び平成23年度上期の使用実績の合計に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

なお、平成24年度以降において、この本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220及び271 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記載方法等

入札に当たっては、入札説明書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の合計金額（12か月×3年分）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札者を決定するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その資格区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月6日（月）正午までに4の（3）の場所に提出すること。

（3）平成24年1月20日（金）から同年3月1日（木）（再度入札を行う場合にあつては当該入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

（5）電気事業者の発電に際しての平成22年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.491kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課庁舎管理担当

電話 0857-26-7772

（2）仕様等に関する問合せ先

（1）に同じ。

（3）競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4）入札説明書の交付方法

平成24年1月20日（金）から同年2月3日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県総務部総務課ホームページの調達・入札情報（<https://www.pref.tottori.lg.jp/176696.htm>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年1月20日（金）から同年2月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年3月1日（木）午前11時（郵便等による入札書の受領期間は、同年2月29日（水）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁未来づくり推進局・総務部会議室（本庁舎 5 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4 の(1)の場所に平成24年2月13日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額のうち12か月分の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government building 11,240,856 kWh
- (2) Delivery period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2015
- (3) Delivery place : 1-220 and 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 13 February, 2012
- (5) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 1 March, 2012
Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 29 February, 2012
- (6) Please contact : General Affairs Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7772

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月20日

鳥取県立鳥取商業高等学校長 西 村 省 二

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
鳥取商業高等学校パソコン等賃貸借（3室分） 一式
ア ワープロ教室機器 一式
（ア） ワークステーション 41台
（イ） 周辺機器、スイッチ、ケーブル類 一式
（ウ） 画像転送システム 一式
（エ） ソフトウェア、ライセンス等 一式
イ コボル教室機器 一式
（ア） ワークステーション 41台
（イ） 周辺機器、スイッチ、ケーブル類 一式
（ウ） 画像転送システム 一式
（エ） ソフトウェア、ライセンス等 一式
ウ プログラミング教室機器 一式
（ア） ワークステーション 41台
（イ） 周辺機器、スイッチ、ケーブル類 一式
（ウ） 画像転送システム 一式
（エ） ソフトウェア、ライセンス等 一式
- (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入期限
平成24年3月30日（金）
- (5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 24 年 1 月 20 日（金）から同年 2 月 17 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成 21 年鳥取県告示第 717 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 24 年 1 月 26 日（木）正午までに 4 の (3) の場所に提出すること。

- (4) 平成 24 年 1 月 20 日（金）から同年 2 月 17 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取商業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北二丁目 401

鳥取県立鳥取商業高等学校

電話 0857-28-0156

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北二丁目 401

鳥取県立鳥取商業高等学校

電話 0857-28-0156

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 24 年 1 月 20 日（金）から同年 2 月 6 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月17日（金）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（木）午後5時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成24年2月6日（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12 : 00noon. 6, February, 2012
- (3) Time-limit for submission of tenders : 1 : 00PM, 17, February, 2012
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00PM, 16, February, 2012
- (5) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori commercial High School 2-401 Koyama -cho Kita Tottori-shi 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0156

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 1 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

トリピーネット通信機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 調達案件に係る賃貸借期間及び保守期間

平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで

(5) 納入期限

平成24年 3 月 30 日（金）

(6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)の期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)の期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月2日（木）午後3時までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

エ 平成24年1月20日（金）から同年2月16日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店の所在地が鳥取県外である者にあつては、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所、その他の事業所に常駐しているものに限る。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されており、もう1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月2日（木）午後3時までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 代表者となる者が、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店の所在地が鳥取県外である者にあつては、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所、その他の事業所に常駐しているものに限る。

エ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部情報管理課指導係

電話 0857-23-0110 (代)

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年1月20日(金)から同月31日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年2月16日(木)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年2月10日(金)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額に60月を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、そ

の者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。